

厚生労働科学研究費補助金(長寿科学政策研究事業)
「機械学習を用いた介護認定審査会の審査判定プロセス等を補助するシステムを開発するための
研究」

分 担 研 究 報 告 書

行政データの学術活用に関する行政側の考察

研究協力者 鈴木 愛 (つくば市保健部 国民健康保険課,
筑波大学人間総合科学学術院人間総合科学研究群パブリック
ヘルス学位プログラム)

研究協力者 黒田 直明 (つくば市保健部 顧問,
国立研究開発法人/国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所/公共精神健康医療研究部)

研究代表者 高橋 秀人 (筑波大学 医学医療系)

研究分担者 森山 葉子 (国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部)

研究要旨

【目的】

自治体保有データの利活用が推進されている一方で、依然として課題も残っている。しかし、本研究課題では、行政と連携し、行政保有データを活用することが重要な柱となっているため、データ提供に関わる提供体制の構築の経緯や実際の運用について報告するとともに、行政データの利活用に関する考察を行うことを目的とする。

【方法】

データ提供にあたり合意書を作成することとなった。管理体制や運用のルールについて、自治体サイドと研究班サイドにおける窓口役として、連絡調整や双方の意見整理を担い、合意書の締結に向けて進めた。

【結果】

合意書の作成および締結を経て、データ提供まで完了した。

【結論】

行政のデータを利活用することで、住民サービスの向上や事業の効果検証、また、業務効率化に資することが期待できる。そのためには、行政との連携や関係性構築が求められる。

A. 研究目的

昨今、デジタル化の進展や EBPM (Evidence-Based-Policy-Making : 根拠に基づく政策立案) の推進に伴い、行政データの利活用が推進されており利活用に対する関心が高まっている。特に医療介護福祉分野においては、データを利活用し地域課題の把握や住民の健康増進等に係る取り組みを実施することが期待されている。

それに伴い行政内部のデータを外部で利用することも増えてきている一方で、個人情報保護やセキュリティの観点からの課題、また、データ提供に関する法的な整理といった課題は依然として存在している²⁾。さらに、行政データは個人情報を含んでいるため、匿名化の処理後のデータであったとしても提供には慎重な姿勢を伴う場合もある。

行政データを活用するためには、データを提

供する側、授受する側双方におけるデータ利活用に関する理解や信頼関係の構築が重要となり、データの管理体制や運用方法など、関係機関間で十分な協議を行う必要がある。

本研究課題では、行政と連携し行政保有データを活用することが重要な柱となっている。そこで本報告書では、市町村保有データを厚労科研研究に利活用する体制の構築過程を示し、他の事例の参考になるような考察をすることを目的とする。

B. 研究方法

まずはじめに、本研究課題開始前の状況を述べておく。研究分担機関である筑波大学とつくば市では、令和4年に医療介護分野データの提供についての覚書（「つくば市及び国立大学法人筑波大学の医療介護分野におけるデータ分析に関する覚書」）を締結しており、既にデータの提供については数回やりとりをしている状況であった。

次に本研究開始後の流れを概説する。研究班に提供する行政データは、要介護認定に関わる「認定調査データ」「認定調査特記事項情報」「1次判定結果から2次判定結果変更有無とその理由に関する情報」であり（これらデータは全て個人情報情報を削除した上で提供する）、研究協力者として著者らが研究班と自治体担当課との仲介役を担った。まずデータ提供にあたり、行政の担当課が本研究課題の意義を理解することが重要であると考え、研究開始当初に研究班と担当課で、研究班から研究の概要や意義、研究における自治体の役割を説明する場を設けた。その後、双方で研究の内容や意義、役割について共通の認識を持った上で、データ提供の枠組みを整えた。

データ提供の枠組みとしては、上述したように、既に研究分担機関である筑波大学とつくば市で医療介護分野データの提供についての覚書を締結している状況であったが、本研究課題の実施においては、データの種類等、当該覚書に含まれて

いない部分が存在したため、研究班と担当課で検討し、覚書に含まれていない事項について記載した誓約書を追加で作成することとなった。誓約書の作成の際には、連絡調整や合意形成に向けた調整、双方の意見整理を実施した。誓約書には、管理体制や運用方法、セキュリティ面、責任の所在を明記した。

データ提供を受ける研究機関側では、自治体と研究機関の間で結んだ覚書順守の徹底、情報漏洩防止のための体制整備、～および、研究者間での確認を行った。

C. 研究結果

仲介役として実施したアクションは以下である。

- ・研究班と担当課との連絡調整
- ・担当課に対する研究内容の説明および共有
- ・提供対象データに関する担当課・研究班との調整・整理
- ・誓約書締結に係る事務的調整および関係者間協議
- ・データの匿名化処理および提供対応

誓約書の作成、締結まで進めることができ、その後、研究班へのデータ提供を完了した。提供データの形式と期間は以下参照。

- ・認定調査データ：csv形式、2025年12月2024年11月審査分
- ・認定調査特記事項情報：pdf形式、2025年12月2024年11月審査分
- ・1次判定結果から2次判定結果変更有無とその理由に関する情報：pdf形式、2025年12月2024年11月審査分

D. 考察

令和7年度中にデータ提供体制の構築、データ提供まで進めることができた。

データを提供するまでの一連の活動をした経験から、行政職員の立場から考える行政データの有機的な利活用のための重要なポイントとして、①データ活用の意義に関する共通認識の形成、②

行政と研究機関をつなぐ仲介役の存在、③分析結果の現場への還元、の3つを考えた。

①について、データを「何のために使用するのか」「どのように活用するのか」「その活用によって何が明らかになるのか」を関係者間で共有し共通認識を形成することが重要であると考え。これにより、データの有用性や社会的意義に対する理解が深まり、データ活用の必要性に対する理解を促進につなげることが期待できる。

②について、行政側に一定程度のデータの知識を有する職員の存在が重要であると考え。特に今回のような研究班との仲介役を担う場合には、必要であれば担当課に研究の意義や方法などをより理解しやすい形で説明することも求められる。そのため、双方のスムーズなコミュニケーションのためには双方の立場や専門性を踏まえながら連携を図ることのできる人材の存在は、行政データの利活用を進める上で重要な要素であろう。

③について、データ利活用の意義に対する行政側の理解を深めることに加えて、現場へ研究結果を還元するという視点が重要であると考え。直接的に住民の生活向上や医療費適正化に資する結果の還元はもちろんのこと、今回の取り組みのように直接的な還元ではない場合にあっても、研究成果が業務システムや業務フローの改善に間接的に寄与することで、行政側のデータ利活用に対する理解のさらなる促進につながると考える。

行政が所有しているデータは、医療介護レセプトのように日常業務の中で継続的に収集される悉皆性が高い貴重なデータに加え、ニーズ調査結果などの主観的な情報を含むデータも存在している。これらのデータを利活用することで住民サービスの向上や事業の効果検証、また、業務効率化³⁾に資することが期待できるため、まずは双方で信頼関係を築きながら、データを利活用することが求められる。

E. 結論

行政データを研究班に提供するためにデータ

提供体制の構築を進めた。行政のデータを利活用することで、住民サービスの向上や事業の効果検証、また、業務効率化に資することが期待できるため、活用に向けた行政との連携や関係性構築が求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

参考文献

1. 内閣府. 内閣府におけるEBPMへの取り組み.
<https://www.cao.go.jp/other/kichou/ebpm/ebpm.html> (Accessed 2026-05-13).
2. 内閣官房. 第8回データ利活用制度・システム検討会資料. 「資料1 官民におけるデータ利活用について」.
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozai/kaikaku/data8/data8_siryou1.pdf (Accessed 2026-05-13).
3. 総務省. 地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック. 「第1章 なぜ今、データ活用が必要なのか」.
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/bigdata.html (Accessed 2026-05-13).

